

## 家屋を取り壊した方は届出を！

家屋や倉庫など建物の一部や全部を取り壊したり、年内に取り壊す予定のある方は、町民課税務係に「固定資産異動届」を提出してください。（用紙は町民課税務係にあります）

取り壊した建物については、翌年度から固定資産税が課税されませんが、届出がないと課税されてしまうことがありますので、早めにご連絡ください。

なお、登記している家屋を取り壊した場合で、管轄の法務局で滅失登記の手続きをした方は、届出の必要はありません。



▶ 問合せ 町民課税務係 ☎⑦2 1 1 2

## 9月30日はクサゼロの日

本町では5月30日をゴミゼロの日として、各地区において空き缶拾いなどの清掃活動を町内全域で実施して頂いております。町ではゴミゼロ運動に加えて、更にまちをきれいにし、明るいまちづくりを進めるため、道路や公共施設等の草刈運動へのご協力をお願いしています。

全町的な運動とするために、9月30日をクサゼロの日として定め、9月をクサゼロ月間として、クサゼロ運動を推進しています。

町民の皆さんには、この運動の趣旨をご理解頂き、ご協力お願いいたします。

▶ 問合せ まちづくり課 ☎⑦2 1 1 4



## 北総斎場の使用料を改定

香取広域市町村圏事務組合は、費用負担の公平化・適正化を図ることを目的に使用料を見直し、北総斎場使用料（管内）を改定しました。

令和元年10月1日から、大人10,000円、小人6,000円となります。

おみがわ聖苑使用料は変わりません。

### ▶ 北総斎場使用料

	令和元年10月1日以降	現行
大人	10,000円	5,000円
小人	6,000円	3,000円

### ▶ 問合せ 香取広域市町村圏事務組合

業務課 ☎⑦1 1 8 2

北総斎場 ☎⑦3 1 6 6

おみがわ聖苑 ☎⑧3 2 9 3

## 自衛官募集相談員の役割とは

令和元年7月11日、自衛官募集相談員の委嘱式が町役場において行われました。相談員を務められている、與原一義さん（神崎本宿）、花嶋晃さん（神崎本宿）へ神崎町、千葉地方協力本部長の連名による委嘱状が交付されました。自衛官は国の防衛をはじめ、大規模地震や自然災害現場の復旧作業の災害派遣など幅広い活躍をしています。その志願者に関する情報提供や募集活動の支援をボランティアで行うのが相談員の役割です。與原さん、花嶋さんの地道な活動が入隊希望者との架け橋となることを期待します。

自衛隊に興味のある方は神崎町総務課（☎⑦2 1 1 1 担当：佐藤）までご連絡ください。

